

八尾市見守り推進事業実施要綱

(目 的)

第1条 八尾市見守り推進事業（以下、「事業」という。）は、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用を含む、高まる権利擁護支援ニーズに対応することを目的とし、多様な主体の参画を得て、本人の意思決定支援（以下、「おもいのみまもり」という。）や簡易な金銭管理サービス（以下、「おかねのみまもり」という。）を通して、権利擁護支援に係る新たな連携・協力によって支援体制を構築する「持続可能な権利擁護支援モデル事業」において実施するものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市及び各号に定める者とする。ただし、市は、事業の一部を社会福祉法人八尾市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）に委託することができる。

(1) おもいのみまもり

本人と同じ生活者の視点をもつ地域住民のうち、専門的知見を養うための市民後見人養成研修等の修了者等として市が認め登録した者（以下、「見守り隊」という。）をいう。

(2) おかねのみまもり

本人を身近に支える民間事業者（介護保険サービス事業者、社会福祉法人、生活協同組合、金融機関、生命保険会社等）のうち市が認め登録した者（以下、「金銭管理サービス事業者」という。）をいう。

(3) 監督機関

専門的な知見を持った学識経験者及び関係機関の者のうち、市長が委嘱した者から構成される八尾市見守り推進事業検証委員会（以下、「委員会」という。）をいう。

(4) 窓口・支援団体

市からの委託を受けた市社協をいう。

(対 象 者)

第3条 事業の対象者は、次の各号に掲げる要件を満たした者とする。

(1) 本市内に住所を有しており、原則、居宅において生活している者

(2) 判断能力の低下が比較的軽度で、事業内容等の一定程度理解ができる者

(3) 身寄りのない又は親族が遠方にしかおらず、支援が受けられない単身である者

(事業内容)

第4条 各実施主体が行う事業内容については、本人に対するおもいのみまもり及びおかねのみまもりを通じ、地域生活における意思決定を支援するものであり、それぞれ各号に定めるものとし、各種様式等については、別に定めるものとする。

(1) おもいのみまもり

見守り隊は、本人が日常生活を送るために必要な金銭管理や手続き等が適切に行われているかを見守り、社会生活における意思決定を支援することで、本人が安心して意思の形成、表明をすることができるよう支援する。

また、社会生活における意思決定支援の場面に限らず、日頃から定期訪問等を通じて丁寧なコミュニケーションをとり、関係性の構築に努めるものとする。

なお、見守り隊は、本人の直接的な金銭管理、契約行為の代行及び介助行為等は行わな

い。

(2) おかねのみまもり

本人を身近で支える金銭管理サービス事業者が、詐欺被害防止の観点等から本人の金銭管理を支援する。

なお、金銭管理の内容については、本人の希望を聴取したうえで本人と金銭管理サービス事業者との契約において決定し、契約にあたっては、見守り隊及び市社協と情報共有を図る。

(3) 監督機関

委員会は、市社協において取りまとめられた見守り隊や金銭管理サービス事業者からの相談や報告内容等に対して、監督機関として第三者の立場から監督・助言・調査及び検討を行う。

また、権利侵害や法的課題が生じているものを発見した際は、成年後見制度等へのつなぎの必要性についても検討及び提言する。

なお、委員会が取り扱う事項や委員構成等については、「八尾市見守り推進事業検証委員会設置要綱」に定める。

(4) 窓口・支援団体

市社協は、本人、見守り隊及び金銭管理サービス事業者からの事業に関する日々の相談対応、申請書類や報告書等の受付、委員会への現況報告等を行う。

また、日々の相談対応の中で専門的知見からの判断が必要と判断される場合は、市と協議のうえ、委員会へ対応方針等について諮ることができる。なお、市社協と市は常に情報共有を図る。

(申請等)

第5条 事業による各みまもりは、本人等からの申請に基づき実施するものとし、事業の申請に係るフロー図は別表1のとおりとする。

(利用料等)

第6条 おもいのみまもり及びおかねのみまもりに係る利用料については、それぞれ別表2のとおりとする。

2 おもいのみまもりに係る利用料については、見守り隊が本人に訪問を行った際に、別表2に定める料金を徴収する。

(解約等)

第7条 事業の解約又は休止（以下、「解約等」という。）を申し出ることができるのは、本人、法定代理人、市社協とし、その他の者からの解約等は応じることはできない。

2 本人が死亡又は病気等により判断能力が欠如した場合は、事業を解約等することとする。

3 その他事業の継続が困難であると委員会が認めた場合は、解約等を行うことができる。

4 事業の終了に係るフロー図は別表1のとおりとする。

(保管物品の返還)

第8条 前条により、事業の解約等となった場合は、本人から預かっている通帳等は契約書に基づき返還するものとする。

なお、前条第2項に定める本人が死亡した場合は、相続人など正当な受領の権限のあるものに

返還するものとする。

(守秘義務)

第9条 事業に関わる者は、業務上知り得た個人情報を慎重に取り扱い、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。ただし、本人の状態により他の支援が必要となる場合は、本人の同意をもって関係者に対し個人情報を共有できるものとする。

2 事業に関わる者は、本人のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。

3 市社協は、本人に関する個人情報が記載された書類等を適正な方法により保管し、この情報が他に漏れないようにしなければならない。

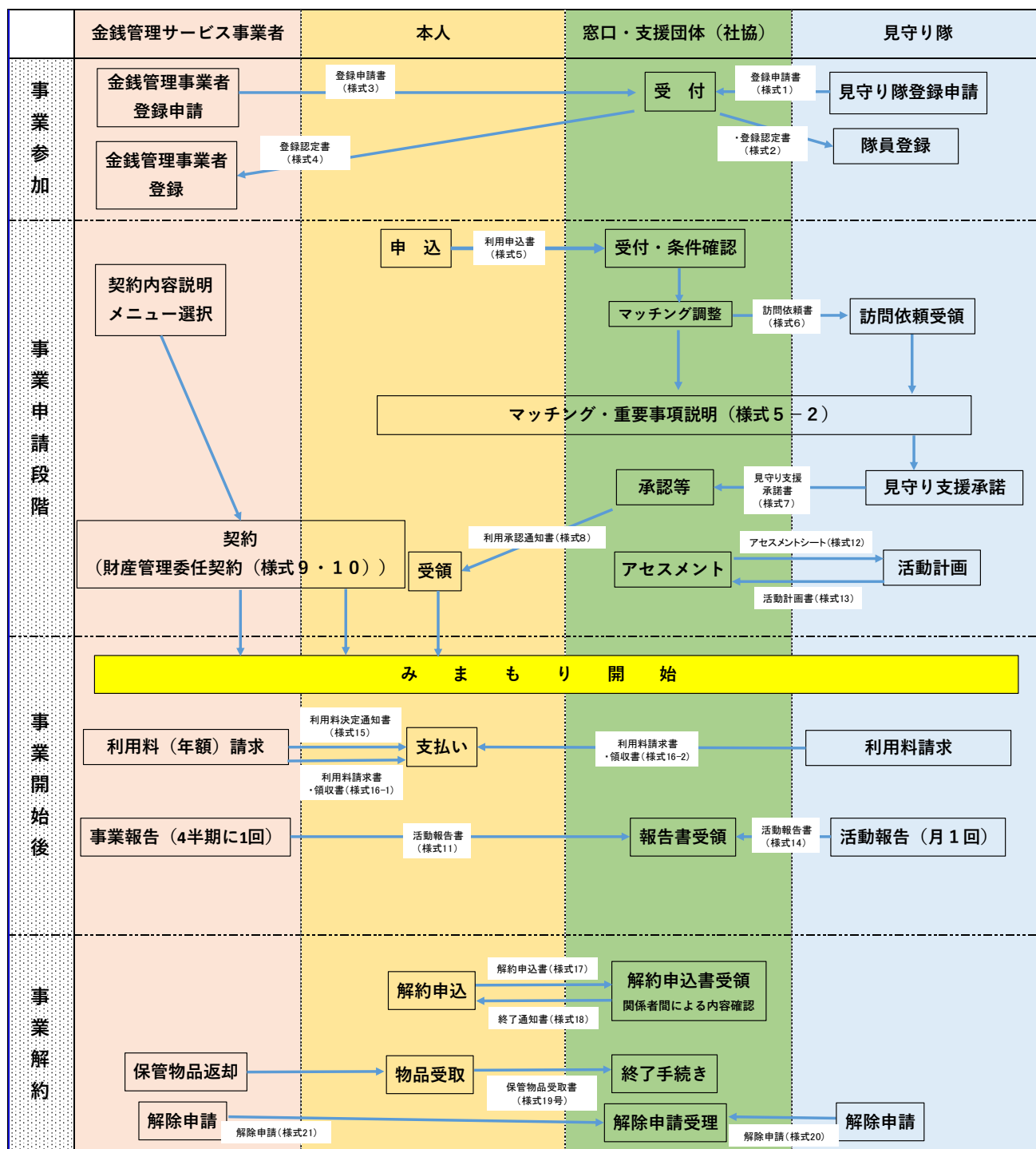
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から実施する。

別表1（第5条第7条関係 事業フロー図）



別表2（第6条関係 事業フロー図）

	料 金	内 容
おもいのみまもり	500 円（回）	訪問につき見守り隊から本人に徴収
おかねのみまもり	基本料金 6,000 円（年額）	財産管理委任契約による金銭管理
	追加料金 6,000 円（年額）	金融機関等の貸金庫を使用する場合